

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【公表番号】特表2018-533438(P2018-533438A)

【公表日】平成30年11月15日(2018.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-044

【出願番号】特願2018-525376(P2018-525376)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/02 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マルチルーメン医療用物品を固定するための固定システムであって、前記医療用物品は、マルチルーメン接合部と、前記マルチルーメン接合部に接続された少なくとも2つの近位管材と、前記マルチルーメン接合部に接続された少なくとも1つの遠位管材と、を備え、前記システムは、

長手方向と、

パッチであって、

前記医療用物品の少なくとも一部を受け入れるように構成された第1の正面、及び皮膚接触接着剤を備える、前記第1の正面の反対側の第2の正面、を備える、パッチと、

長手方向ラップであって、

第1の正面、

前記医療用物品の少なくとも一部及び前記パッチの前記第1の正面に連結されるように構成された、前記第1の正面の反対側の第2の正面、

前記パッチに対して固定されている固定近位部分、

前記パッチの外周内に位置決めされたヒンジであって、前記ヒンジは前記パッチの前記外周まで延びることも又は前記外周の一部を形成することもなく、前記ヒンジは、前記パッチの横幅よりも小さくかつ前記ラップの横幅よりも小さい横幅を有し、前記ヒンジは前記医療用物品の2つの隣接する近位管材の間に受け入れられるような寸法となっている、ヒンジ、並びに

前記ヒンジを介して前記パッチ及び前記ラップの前記固定近位部分に対して開いた位置と閉じた位置との間で移動可能な、自由な遠位部分であって、前記医療用物品の少なくとも前記マルチルーメン接合部を前記パッチの前記第1の正面に固定するように構成されている、自由な遠位部分、を備える、長手方向ラップと

を備える、固定システム。

【請求項2】

前記ヒンジは前記マルチルーメン医療用物品に長手方向の停止部を提供する、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記フランプは、前記フランプの前記固定近位部分に隣接して位置決めされた少なくとも2つの近位切欠き領域を更に含み、各近位切欠き領域は前記フランプの外周から前記フランプの中心部に向かって延びてあり、前記近位切欠き領域のそれぞれは前記医療用物品の近位管材を受け入れるように構成されており、前記ヒンジは2つの隣接する近位切欠き領域の間に位置決めされている、請求項1又は2に記載のシステム。

【請求項4】

前記フランプは、前記フランプの外周から前記フランプの中心部に向かって延びている少なくとも1つの近位切欠き領域を含み、前記近位切欠き領域は前記医療用物品の近位管材を受け入れるように構成されており、各近位切欠き領域は少なくとも部分的に前記フランプの近位突出部によって画定される、請求項1～3のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項5】

前記近位突出部は前記フランプの前記固定近位部分及び前記ヒンジを含む、請求項4に記載のシステム。

【請求項6】

前記フランプは2つの近位切欠き領域及び3つの近位突出部を含み、真ん中の近位突出部は前記フランプの前記固定近位部分及び前記ヒンジを含む、請求項4又は5に記載のシステム。

【請求項7】

少なくとも1つの近位切欠き領域は、(i)前記フランプの前記固定近位部分及び前記ヒンジを含む前記フランプの第1の近位突出部と、(ii)前記フランプが前記医療用物品に固定されるときに前記医療用物品の少なくとも一部の周囲に巻かれるように構成された第2の近位突出部と、によって画定される、請求項4～6のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項8】

少なくとも1つの近位切欠き領域は、鍵穴形状、矩形、三角形、叉状、L形状、又はこれらの組合せである、請求項4～7のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項9】

前記フランプは、前記フランプの前記自由な遠位部分内に位置決めされた少なくとも1つの遠位切欠き領域を含み、前記少なくとも1つの遠位切欠き領域は前記フランプの外周から前記フランプの中心部に向かって延びてあり、前記少なくとも1つの遠位切欠き領域は前記医療用物品の遠位管材を受け入れるような寸法となっている、請求項1～8のいずれか一項に記載のシステム。

【請求項10】

前記システムは前記フランプよりも剛性の高い剛性構成要素を含んでいない、請求項1～9のいずれか一項に記載のシステム。\_\_\_\_\_